○厚生労働省告示第四百十六号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、及び雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第九条の規定に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月九日から適用する。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第五の一のイ中「国籍」を「国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域（以下「国籍・地域」という。）」に改める。

第五の一のロ及びハ中「国籍」を「国籍・地域」に改める。

第五の二のイ中「旅券又は外国人登録証明書」を「在留カード（在留カードを所持しない者のうち、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第九十七号。以下「整備省令」という。）附則第二条第一項の規定により外国人登録証明書が在留カードとみなされる者にあっては外国人登録証明書とし、その他の者にあっては旅券又は在留資格証明書とする。）」に改める。

第五の二のロ中「旅券又は外国人登録証明書及び資格外活動許可書又は就労資格証明書」を「在留カード（在留カードを所持しない者のうち、整備省令附則第二条第一項の規定により外国人登録証明書が在留カードとみなされる者にあっては外国人登録証明書及び旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書又は就労資格証明書とし、その他の者にあっては旅券又は在留資格証明書（当該外国人労働者が資格外活動の許可を受けている旨が記載されていない場合には、資格外活動許可書又は就労資格証明書を含む。）とする。）」に改める。

○厚生労働省告示第四百十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十四年厚生労働省告示第二百九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

本文を次のように改める。

雇用保険法附則第五条第一項第一号ロに基づき厚生労働大臣が指定する地域は、次の各号に掲げる区域とする。

一　北海道の区域（札幌公共職業安定所の管轄区域を除く。）
二　青森県の区域
三　岩手県の区域
四　宮城県の区域（仙台公共職業安定所の管轄区域を除く。）
五　秋田県の区域
六　山形県の区域
七　福島県の区域
八　新潟県の区域（新潟公共職業安定所、長岡公共職業安定所及び三条公共職業安定所の管轄区域を除く。）
九　長野県の区域（長野公共職業安定所、飯山公共職業安定所、大町公共職業安定所及び諏訪公共職業安定所の管轄区域を除く。）
十　滋賀県の区域（彦根公共職業安定所の管轄区域を除く。）
十一　京都府の区域（京都七条公共職業安定所の管轄区域を除く。）
十二　大阪府の区域（阿倍野公共職業安定所、布施公共職業安定所、堺公共職業安定所、岸和田公共職業安定所、池田公共職業安定所、泉大津公共職業安定所、河内柏原公共職業安定所、枚方公共職業安定所、泉佐野公共職業安定所、茨木公共職業安定所、河内長野公共職業安定所及び門真公共職業安定所の管轄区域に限る。）
十三　兵庫県の区域（灘公共職業安定所の管轄区域を除く。）
十四　鳥取県の区域
十五　島根県の区域（松江公共職業安定所の管轄区域を除く。）
十六　岡山県の区域（岡山公共職業安定所、倉敷中央公共職業安定所及び西大寺公共職業安定所の管轄区域を除く。）
十七　山口県の区域（山口公共職業安定所、徳山公共職業安定所及び岩国公共職業安定所の管轄区域を除く。）
十八　徳島県の区域
十九　香川県の区域（高松公共職業安定所及び坂出公共職業安定所の管轄区域を除く。）
二十　愛媛県の区域（今治公共職業安定所、新居浜公共職業安定所及び四国中央公共職業安定所の管轄区域を除く。）
二十一　高知県の区域
二十二　福岡県の区域（福岡中央公共職業安定所及び小倉公共職業安定所の管轄区域を除く。）
二十三　佐賀県の区域
二十四　長崎県の区域
二十五　熊本県の区域
二十六　大分県の区域
二十七　宮崎県の区域
二十八　鹿児島県の区域
二十九　沖縄県の区域

○厚生労働省告示第四百十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第八号中(932)を(937)とし、(903)から(931)までを(908)から(936)までとし、(902)を(906)とし、その次に次のように加える。

(907)　ルビプロストン

第八号中(901)を(905)とし、(785)から(900)までを(789)から(904)までとし、(784)を(787)とし、その次に次のように加える。

(788)　ホルモテロール。ただし、内用剤を除く。

第八号中(783)を(786)とし、(478)から(782)までを(481)から(785)までとし、(477)を(479)とし、その次に次のように加える。

(480)　テネリグリプチン

第八号中(476)を(478)とし、(79)から(475)までを(81)から(477)までとし、(78)を(79)とし、その次に次のように加える。

(80)　イグラチモド

第八号中(77)を(78)とし、(2)から(76)までを(3)から(77)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2)　アキシチニブ